

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

〈計画期間：平成24年度～平成28年度〉

第3次さんかくプラン

～性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く
「住みよいまち 住みたいまち」の実現をめざして～

岡 山 市

はじめに

少子高齢化、ライフスタイルの多様化、経済情勢の低迷など、社会が大きく変化する中、未曾有の被害をもたらした東日本大震災にみまわれ、わが国の社会・経済は一層困難な状況に陥り、市民生活に深刻な影響を及ぼしています。このような状況に対応し、安心と笑顔に満ちた市民生活を築いていくためには、性別にかかわらず多様な生き方が尊重され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が極めて重要な課題となっています。



本市では、平成13年に制定した「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」（さんかく条例）に基づき、「男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」（さんかくプラン）（平成14年度～平成18年度）、新さんかくプラン（平成19年度～平成23年度）を策定し、市民の皆様との協働による男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めてまいりました。

そして、都市ビジョンに掲げる「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」という都市像の実現をめざす中、これまでの取組を踏まえ、今後の社会の変化等に対応できるよう、現行のプランを見直し、第3次さんかくプラン（平成24年度～平成28年度）を策定しました。本プランは、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかすものとなっています。

今後とも、本プランに基づき、市民・事業者の皆様とともに、男女共同参画社会の実現をめざした取組を進め、「岡山に暮らしてよかった」と思えるまち、安全に安心して暮らせる岡山市を築いていきたいと考えていますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、貴重なご提言・ご意見をお寄せいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成24年3月

岡山市長 高谷 茂 男

目 次

計画策定にあたって	1
計画の基本的な考え方	2
(1) 計画の目的	
(2) 計画の基本理念	
(3) 計画の位置付け及び期間	
これまでの取組と課題	3
(1) 前プランの主な取組と評価	
(2) 今後の課題	
第3次さんかくプランでの取組	4
(1) 第3次さんかくプランでの重点的な取組	
(2) プランの効き目を測る	
(3) 推進体制	
岡山市のめざす男女共同参画社会	5
第3次さんかくプランの体系図	6
数値目標及び成果指標一覧	8
第3次さんかくプランの内容	10
【参考資料】	
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	37
男女共同参画社会基本法	42
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	46
男女平等・男女共同参画に向けての国内外の動き（年表）	53

計画策定にあたって

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市と市民の協働により制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成19年3月に「新さんかくプラン」を策定し、市民と協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりました。

平成22年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、前回調査（平成17年実施）に比べ、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識が解消されつつあり、男女共同参画の意識の高まりを示していますが、実態としては、依然として家事を担うのは女性であることが多く、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会を実現するためには、個人のみならず、社会全体での意識改革とともに男女共同参画推進に向けてのさらなる取組が必要であると考えます。

このような考えのもと、「新さんかくプラン」の計画期間が平成23年度をもって満了するのを受けて、「第3次さんかくプラン」を策定するものです。

計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的

私たちは知らず知らずのうちに「男だから」「女だから」と性別にとらわれ、行動することや、自分以外の人に対して、「男のくせに」「女のくせに」と性別で分けて役割を押しつけてしまうことがあります。しかし、性別で分けることにとらわれると、生き方の選択の幅を狭めてしまう場合があります。

お互いを認め合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができ、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくるのが大切です。

このような男女共同参画社会を実現するために、家庭・地域・職場のあらゆる場面に、男女がともに参画しやすい環境を整えていくことが重要です。

そこで、この計画は、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」である男女共同参画社会の実現を目的として策定するもので、

①性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現

②性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現

③性別にかかわらず、多様な意見が活かされる元気なまちの実現

を基本目標として進めていきます。

(2) 計画の基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 性別による固定的な役割分担の解消
- 家事や育児などの家庭生活における活動と仕事などのその他の活動の両立
- 政策・方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる環境づくり
- 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援
- 国際的な取組の理解及び協調・連携
- 市民、事業者、市は主体的にその役割を果たし、互いに協働すること

(3) 計画の位置付け及び期間

この計画は、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかすためのものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本計画として位置付けます。

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

これまでの取組と課題

(1) 前プランの主な取組と評価

前プランでは、「男女平等に関する教育や学習の推進」「女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり」「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しへの働きかけ」「多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実」を、重点的に取り組んできました。

学校における男女平等教育の推進や、家庭や地域における学習機会の提供などにより、男女共同参画への理解は進みつつあり、今後も一層の男女平等教育推進を望む声が高まっています。

DV対策としては、配偶者・パートナーからの暴力の根絶をめざす「DV対策基本計画」を策定し、DV防止及び被害者支援のための施策の充実を図るなど、積極的に取り組んできました。その結果、市民のDVに対する認識は高まってきているといえます。

固定的な性別役割分担意識については、地域への啓発や、さんかく岡山、公民館での講座の実施などにより、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」という考え方に否定的な人が多くなっています。

子育て支援としては、保育園の待機児童の解消や地域子育て支援体制の充実など、子育て世代にとって最も切実な課題に取り組み、待機児童ゼロを継続するなど、子育てしやすい環境が整ってきています。

(2) 今後の課題

前プランで毎年行ってきた行政評価と「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成22年実施）の結果から次のことが明らかになっています。

- 男女の地位の平等感では、男女平等と考える人が多くなっていますが、「学校教育」以外の「家庭」「地域社会」「職場」「政治の場」においては、男性優遇と感じている人が依然として多い状況です。
- DV被害者の多くは女性ですが、DV行為を受けたことが「何度もあった」「1、2回あった」と回答した人のそれぞれ3割以上が、誰にも「相談しなかった」としています。
- 家庭での家事分担は、主に妻が担当していますが、子どもの世話については、「妻と夫が同じ程度に分担する」ことを理想とする人が多くなっています。
- 「仕事」と「家庭生活」の両立を理想としている人が男女ともに最も多くなっていますが、現実には、男性は「仕事」を優先し、女性は「家庭生活」を優先している人が多い状況です。
- 地域社会の様々な組織で活動している女性は多いですが、「女性のPTA会長」「女性の単位町内会長」等、会長や役員の割合は低く、同様の傾向は農業分野にも見られます。

こうした状況から次の課題が見えてきます。

- 男女共同参画に対する理解の一層の促進
- DVの内容や相談機関の周知及びDV被害者支援、DV対策の充実
- 育児や家事等にかかる女性の負担感の軽減
- 育児や介護をしやすい環境の整備及び育児・家事・介護への男性の参加
- 地域社会や農業分野における方針決定過程等への女性の参画

第3次さんかくプランでの取組

(1) 第3次さんかくプランでの重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

- ①男女平等を推進する教育・学習の推進
- ②配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ④男性にとっての男女共同参画の推進

に重点的に取り組めます。

これらの取組を通じて男女共同参画社会の形成の促進をするためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切です。

(2) プランの効き目を測る

このプランに基づいて市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進捗管理を行います。

そして、この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3) 推進体制

① 審議会

○男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

○さんかく岡山運営委員会

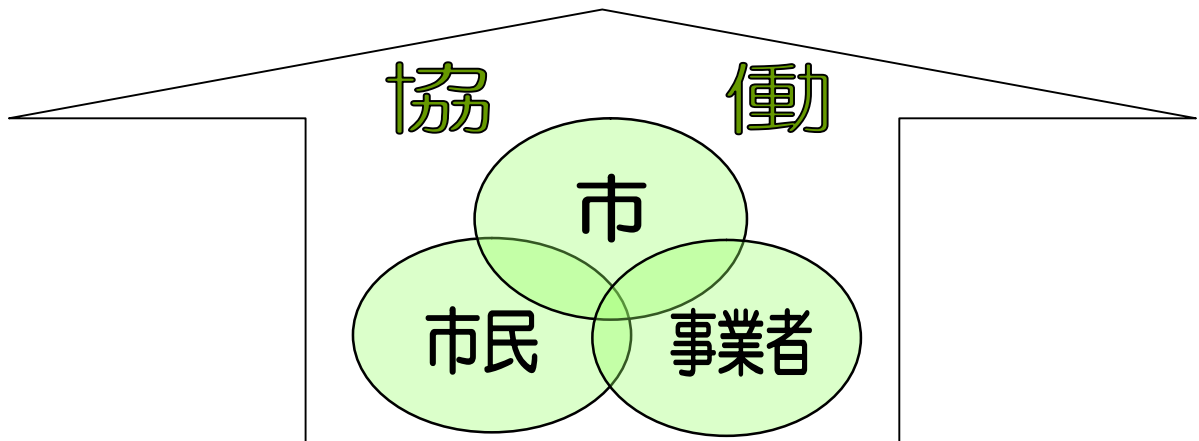
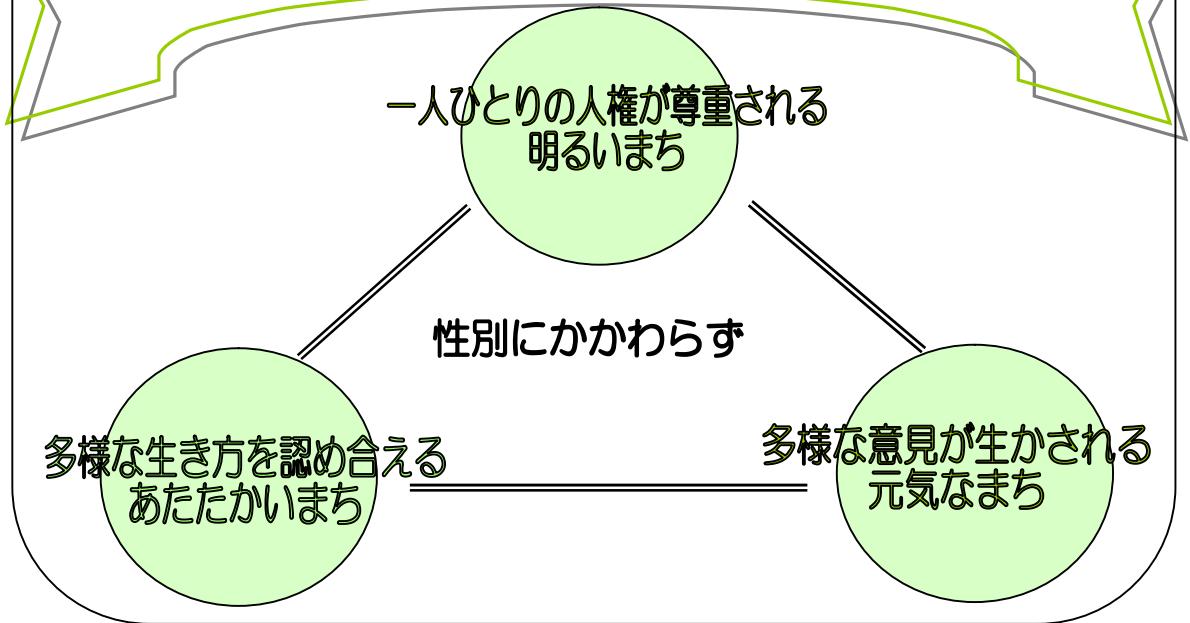
「さんかく岡山」の運営及び事業に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

② 男女共同参画推進本部

市では、男女共同参画施策を総合的に進めるための庁内推進組織として男女共同参画推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。

岡山市のめざす男女共同参画社会

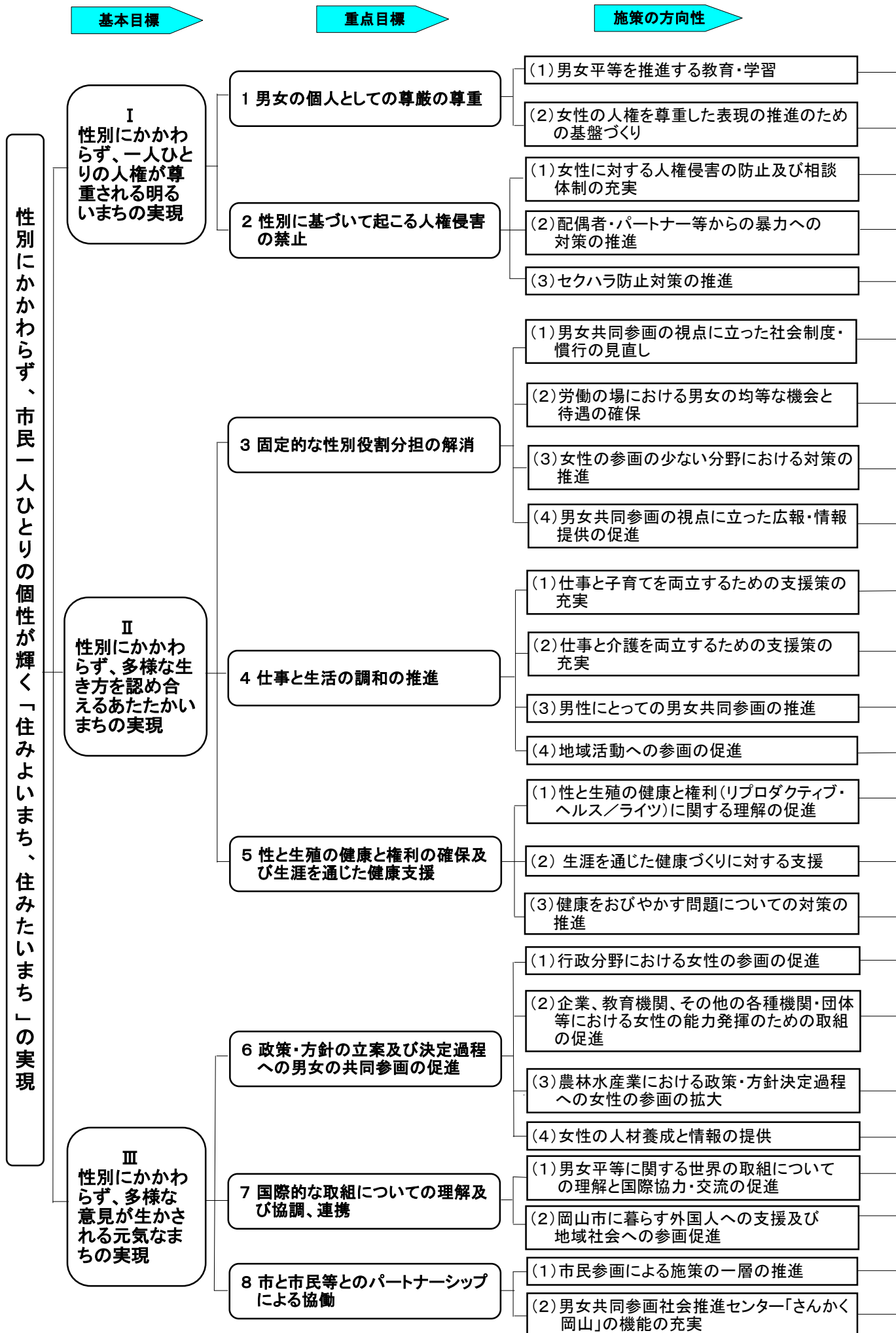
性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く
「住みよいまち 住みたいまち」



【基本理念】

- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 性別による固定的な役割分担の解消
- 家事や育児などの家庭生活における活動と仕事などのその他の活動の両立
- 政策・方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる環境づくり
- 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援
- 国際的な取組の理解及び協調・連携
- 市民、事業者、市は主体的にその役割を果たし、互いに協働すること

プランの体系図



具体的施策

①幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進	②教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進
③男女共同参画を推進する人材の養成と活用	④家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供
⑤男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知	
①情報教育の推進	②社会環境浄化のための活動の推進
①市民への意識啓発	②相談体制の充実
③関係機関等との連携の促進	
①DV被害者(子どもを含む)の保護及び自立に向けた支援の実施	②民間団体等と連携した支援
③加害防止のための調査研究	④DV家庭の子どもへの支援
①職場におけるセクハラ防止対策の推進	②教育の場におけるセクハラ防止対策の推進
③地域におけるセクハラ防止対策の推進	
①地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	②苦情や相談を通じた市政の見直し
①男女共同参画を積極的に推進する事業者への顕彰等の充実	②男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知
③農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	
①まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	②ロールモデル(手本となる人材)情報の提供
③子どもの頃からの理数分野への興味の拡大	
①男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用	②多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
③市民意識・実態調査の定期的な実施	④男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供
①保育サービスの充実	②放課後児童対策の充実
③地域の子育て支援体制の充実	④子育てに関する相談支援体制の充実
⑤ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	⑥育児休業等の制度の定着促進
①介護に関する相談体制の充実	②介護休業等の制度の定着促進
③地域の介護支援体制の充実	
①男性の家事や子育てへの参加の支援・促進	②男性の介護への参加の支援
③男性のための相談体制の整備	
①地域活動に参加しやすくするための支援	
①女性の健康問題についての啓発の推進	②学校における性教育の充実
③性に関する学習機会の充実	
①相談体制の充実	②健康づくりのための知識の普及啓発
③食育の推進	④健康診査受診の推進
⑤「こころの健康づくり」の推進	
①HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発	②薬物乱用防止教育の充実
①市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	②女性の市職員の管理職への任用
①企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)への働きかけ	②女性の再就職支援の充実
③女性の創業支援の充実	④方針決定過程への女性の参画の促進
①農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成	②女性の能力開発と適正な評価
③農業委員等への女性の登用の促進	
①女性リーダーの養成と情報提供の充実	
①世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発	②持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
①外国人のための相談、情報提供の充実	②国際理解・交流活動の推進
③外国人の意見が反映される市政運営	
①審議会や実行委員会への市民の参画の推進	②男女共同参画推進週間(さんかくウィーク)への参画の促進
③多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	
①市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	

数値目標及び成果指標一覧

第3次さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。

成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、望ましい方向を示しています。（平成24年度に現状値の抽出を行います。）

施策の実施状況、数値目標及び成果指標を使って、公開を前提とした評価を平成25年度から毎年行います。

数値目標一覧

重点目標	数値目標	目標値	
		H23現状値	H28目標値
1 男女の個人としての 尊厳の尊重	小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	小・ 95.9%	100%
	中・ 100%		100%
	保育園、幼稚園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取組んだ園の割合	－ %	100%
	「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数	9回	毎年 10回以上
2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	市の実施するDV防止啓発講座等の受講者数	404人	毎年 500人以上
	市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数	666人	毎年 700人以上
3 固定的な性別役割 分担の解消	市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数*	5,182人	毎年 6,000人以上
4 仕事と生活の調和 の推進	保育園の待機児童解消期間	12か月	12か月
5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	市の実施する性に関する出前講座の受講者数	18,225人	毎年 17,500人以上
	乳がん検診受診率	17.5%	50%
6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	市の審議会の女性委員の割合	39.9%	40%
	市の女性管理職の割合*	5.8%	8%
7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携	市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数	234人	毎年 300人以上
8 市と市民等との パートナーシップ による協働	「さんかくウイーク」への参加者数	2,455人	毎年 3,000人以上
	「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	24.7%	50%

* 啓発講座の受講者数：「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

* 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標一覧

重点目標	成果の指標	定義	方向性
1 男女の個人としての 尊厳の尊重	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	↗
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	↗
	メディア表現の中での男女平等感	新聞、テレビ、インターネットなどのメディアの中で性差別的表現があったときに気づく人の割合	↗
2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合	↗
	DV・デートDVに対する認知度	配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合	↗
	職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合	↗
3 固定的な性別役割 分担の解消	性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	↗
	男性の家事、子育て分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合	↗
	事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合	↗
4 仕事と生活の調和 の推進	父親の育児への積極的参加率	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合	↗
	男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合	↗
	仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合	↗
	育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気が職場にあると思う人の割合	↗
5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	↗
	健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	↗
6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合	↗
	P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合	↗
7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	↗
	相談できる日本人がいる外国人の割合	となり近所や地域の日本人の中に相談できる人がいる外国人の割合	↗
8 市と市民等との パートナーシップ による協働	「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合	↗
	「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合	↗

重点目標 1

男女の個人としての尊厳の尊重

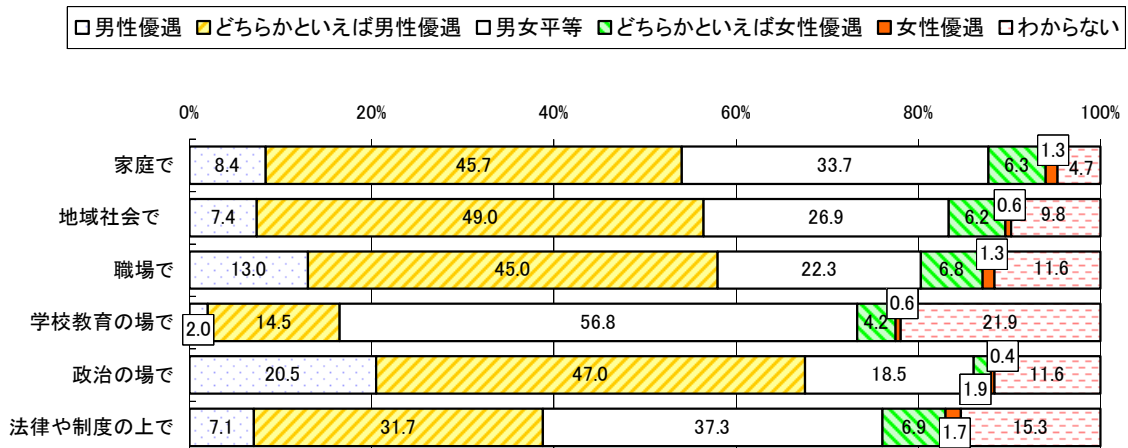
男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いに認め合い、個人としての尊厳を尊重することが重要です。

市民意識・実態調査では、「家庭」「地域社会」「職場」「政治の場」において、男性のほうが優遇されていると思う人が多い状況になっています。

人の意識や価値観は、幼児期から形成され、この時期から男女共同参画の視点をもつことが重要といえます。そのため、男女の平等感や人権を尊重する心をはぐくむことができるよう、発達段階に応じた教育・学習機会の充実を図るとともに、メディア等からの情報を主体的に読み解き、判断できる能力を育てるよう情報教育の推進に努めます。

また、男女平等に関する法令等について、理解しやすい形で広報し、広く市民に周知を図ります。

◆男女の地位の平等について



(H22年市民意識・実態調査)

◆施策の方向性と具体的施策◆

(1)男女平等を推進する教育・学習

- ①幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進
- ②教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進
- ③男女共同参画を推進する人材の養成と活用
- ④家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供
- ⑤男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知

(2)女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり

- ①情報教育の推進
- ②社会環境浄化のための活動の推進

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	小・ 95.9%	100%
	中・ 100%	100%
保育園、幼稚園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合	－ %	100%
「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数	9回	毎年 10回以上

成果指標	定 義
小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合
メディア表現の中での男女平等感	新聞、テレビ、インターネットなどのメディアの中で性差別的表現があったときに気づく人の割合



【重点目標1】 男女の個人としての尊厳の尊重

◇施策の方向性 (1) 男女平等を推進する教育・学習

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進	就学前児童を対象とした男女平等の視点を入れたリーフレットの作成や「男女平等教育指導の手引」を小中学校で活用するなど、子どもの発達段階に応じて、男女共同参画の視点をいれた学習を進めます。	就学前児童を対象とした男女平等の視点を入れたリーフレットの作成	指導課・保育課
		「男女平等教育指導の手引」*を活用した授業の実施	指導課
		「男女平等教育指導の手引」の改訂	指導課・関係課
		男女平等意識・男女平等教育に関する調査の実施	指導課
教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進	教職員・市職員を対象に男女共同参画を主なテーマとした研修を行い、教育現場や市の施策に男女共同参画の理念が反映されるよう努めます。	男女平等教育担当者研修の実施	教育研究研修センター
		男女共同参画にかかわるテーマを設定した教職員研修の実施	教育研究研修センター
		男女共同参画をテーマとした校内外人権教育研修の実施	指導課
		市職員への男女共同参画をテーマとした研修の実施	男女共同参画課・人事課
男女共同参画を推進する人材の養成と活用	男女共同参画大学「さんかくカレッジ」等を通じて男女共同参画の視点を持った人材を養成するとともに、男女共同参画への理解を深めた市民が講師として活躍できる機会を提供します。	男女共同参画大学（さんかくカレッジ）の開講	男女共同参画課
		男女共同参画に関する講師登用の推進	男女共同参画課
家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供	公民館等で男女共同参画をテーマとする講座を行うことなどにより、男女共同参画社会について周知するとともに、理解を深める場を市民に提供します。	男女共同参画をテーマとした公民館講座の開催	公民館
		男女共同参画をテーマに含む人権講座への講師の派遣	指導課
		男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れた家庭教育セミナー等の開催	こども福祉課
		男女共同参画に関する学習会への講師の派遣	男女共同参画課
男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知	「男女共同参画社会基本法」や「さんかく条例」をはじめ、男女平等に関する法令や条約等について、理解しやすい形での広報に努めます。	パンフレット・広報紙、各種講座を通じての法令等の周知	男女共同参画課

◇施策の方向性 (2) 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
情報教育の推進	学校教育や社会教育を通じて、児童・生徒、保護者をはじめ多くの人々が情報を主体的に収集、判断等ができる能力の育成に努めます。児童・生徒の情報モラルを高める授業実践に向けて、教員の指導力の向上を図ります。	メディア・リテラシー*教育に関する研修の実施	教育研究研修センター
		メディア・リテラシー講座の開催	公民館・男女共同参画課
		情報教育研修の充実	教育研究研修センター
		人権研修での情報教育の実施	人権推進課
社会環境浄化のための活動の推進	青少年の健全育成に関する情報の提供や「青少年育成センター」の活動を広く紹介します。地域の社会環境の把握や県指定の有害図書は排除など環境浄化に努めます。	青少年育成センター機関誌の発行	生涯学習課
		岡山市青少年育成協議会と連携した環境浄化	生涯学習課

*男女平等教育指導の手引：人権尊重を基盤とした男女平等教育を児童生徒の心身の発達段階に応じて総合的に実施するために作成した手引き。男女にかかわらず自他の生命を尊重することを考えたり、各人の個性や適正に応じた進路選択について考えるなどの授業の実践例を掲載している。

*メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

重点目標 2

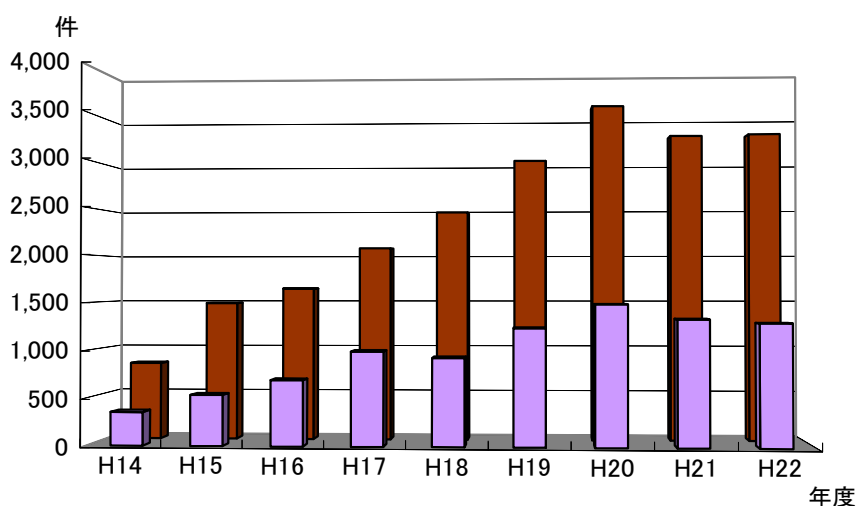
性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

男女がお互いを認め合い人権を尊重することは、男女共同参画社会を形成するうえで重要なことです。

しかし、配偶者等からの暴力（DV*）、交際相手からの暴力（デートDV*）や職場におけるセクシュアル・ハラスメント*など、性別に基づいて起こる人権侵害は後を絶ちません。これらの行為は著しく人権を侵害する暴力であり、絶対に許されるものではありません。

DV・デートDVやセクシュアル・ハラスメントについての正しい理解を深め、それらの行為を容認しない気運の醸成を図るとともに、相談機関の周知、被害者に対するきめ細やかな支援に努めます。

◆男女共同参画相談支援センターにおける相談件数



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
DV関係	351	532	691	991	926	1,236	1,482	1,328	1,288
相談件数	823	1,484	1,642	2,085	2,474	3,035	3,625	3,298	3,314

◆施策の方向性と具体的施策◆

(1) 女性に対する人権侵害の防止及び相談体制の充実

- ①市民への意識啓発
- ②相談体制の充実
- ③関係機関等との連携の促進

(2) 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進

- ①DV被害者（子どもを含む）の保護及び自立に向けた支援の実施
- ②民間団体等と連携した支援
- ③加害防止のための調査研究
- ④DV家庭の子どもへの支援

(3)セクハラ防止対策の推進

- ①職場におけるセクハラ防止対策の推進
- ②教育の場におけるセクハラ防止対策の推進
- ③地域におけるセクハラ防止対策の推進

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の実施するDV防止啓発講座の受講者数	404人	毎年 500人以上
市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数	666人	毎年 700人以上

成果指標	定 義
公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関(市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター)を知っている人の割合
DV・デートDVに対する認識度	配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合
職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

*DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者やパートナーからふるわれる暴力。被害者の多くは女性。

*デートDV:親密な関係にある交際相手からの暴力。

*セクシュアル・ハラスメント(セクハラ):相手の意に反して不快な状態に追い込む性的な言葉や行為。

【重点目標2】 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

◇施策の方向性 (1) 女性に対する人権侵害の防止及び相談体制の充実

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
市民への意識啓発	DV・デートDVやセクハラ等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止したり、早期に発見するため、広く市民への意識啓発を行います。	事業者へのDVやセクハラ等に関する出前講座の実施	男女共同参画課・人権推進課
		市民へのDV・デートDVやセクハラ等に関する講座の実施	男女共同参画課・人権推進課・公民館
		DV・デートDVやセクハラ等に関する広報	男女共同参画課・人権推進課
相談体制の充実	相談窓口の所在等について広く市民への周知を図るとともに、男女共同参画相談支援センターの相談員や福祉事務所の家庭女性相談員の研修を充実し、その資質と能力の向上を図ります。また、犯罪被害者や家族が、相談を通じて情報提供等を受けられるよう、相談体制を充実します。	男女共同参画相談支援センターでの一般相談・特別相談の充実	男女共同参画課
		各福祉事務所での家庭女性相談員による一般相談	こども福祉課・各福祉事務所
		犯罪被害者等総合相談窓口での相談実施	安全・安心ネットワーク推進室
		相談窓口の所在等についての市民への周知	男女共同参画課・こども福祉課
関係機関等との連携の促進	県や警察等の関係機関との連携を進め、被害者に必要な支援をします。	相談員に対する研修の充実	男女共同参画課・こども福祉課
		県下の女性センター・警察・弁護士会等との連携	男女共同参画課

◇施策の方向性 (2) 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
DV被害者(子どもを含む)の保護及び自立に向けた支援の実施	市独自の緊急一時保護の実施、各種制度の情報提供や利用の斡旋等の援助を行い、DV被害者の自立に向けた支援をします。	DV被害者緊急一時保護の実施	男女共同参画課
		DV防止法に基づく一時保護の受託	こども福祉課・各福祉事務所
		DV被害者の市営住宅の優遇抽選	住宅課
		DV被害者の市営住宅の目的外使用許可	住宅課
民間団体等と連携した支援	DV被害者への柔軟な支援を可能にする民間のDV被害者支援団体等との連携を強化します。	民間のDV被害者支援団体への助成 DV被害者サポーターの活用	男女共同参画課 男女共同参画課
加害防止のための調査研究	被害者保護のため、加害者への対応や再発防止に向けた取組についての研究を進めます。	DV加害防止に向けた調査・研究	男女共同参画課
DV家庭の子どもへの支援	DVの目撃も児童虐待と位置づけられ、DVが子どもに及ぼす影響は大きいことから、DV家庭の子どもに対する支援をします。児童虐待を早期発見し対応できるよう、関係機関との連携を推進します。	DV被害者の子どもに対する支援 要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携	男女共同参画課・こども総合相談所 こども福祉課

◇施策の方向性 (3) セクハラ防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
職場におけるセクハラ防止対策の推進	事業者へ出前講座を行うなど、勤労者の良好な就業環境の確保について支援します。また、市の管理職用のセクハラ防止マニュアルの活用により、職場におけるセクハラ防止対策を進めます。	事業者へのセクハラ研修出前講座の実施	男女共同参画課・人権推進課
		市職員に対するセクハラ相談の実施	給与課
		市の管理職用のセクハラ防止マニュアルの活用	人事課
教育の場におけるセクハラ防止対策の推進	管理職員への指導の徹底をはじめ、啓発資料の活用などにより、教職員の意識を高め、教育の場におけるセクハラ防止に努めます。	校園長会等での指導 教職員用セクハラ防止啓発資料の活用	学事課・指導課 学事課
地域におけるセクハラ防止対策の推進	地域においてセクハラ防止に向けた学習機会の提供により、啓発を進めます。	市民へのセクハラ等に関する講座の実施	男女共同参画課・人権推進課

重点目標 3

固定的な性別役割分担の解消

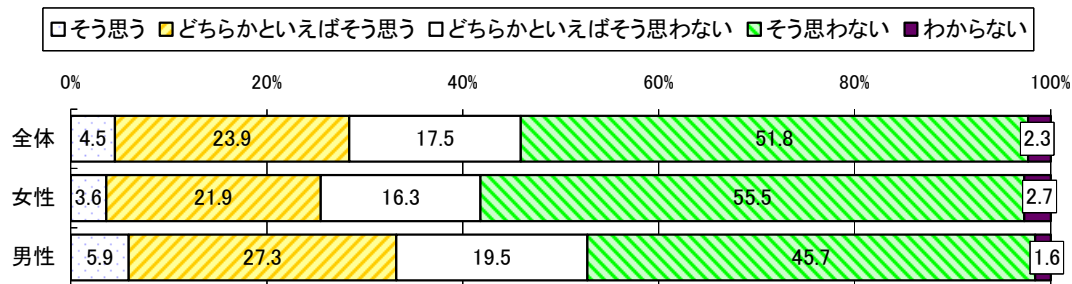
市民意識・実態調査において、「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」という考え方については、前回調査の時よりも否定的な人が多くなっていますが、家庭での主な家事分担は、依然として妻が担当しており、意識と実態の乖離が見られます。

固定的な性別役割分担意識は、男女の生き方を制限することに通じ、その意識の解消を図ることが、男女共同参画社会を実現する上で極めて重要なことです。

このため、市民への意識啓発をはじめ、雇用の分野、商工業等の自営業、農林水産分野など、働く場での男女の固定的な性別役割分担の解消を図るための取組を推進します。

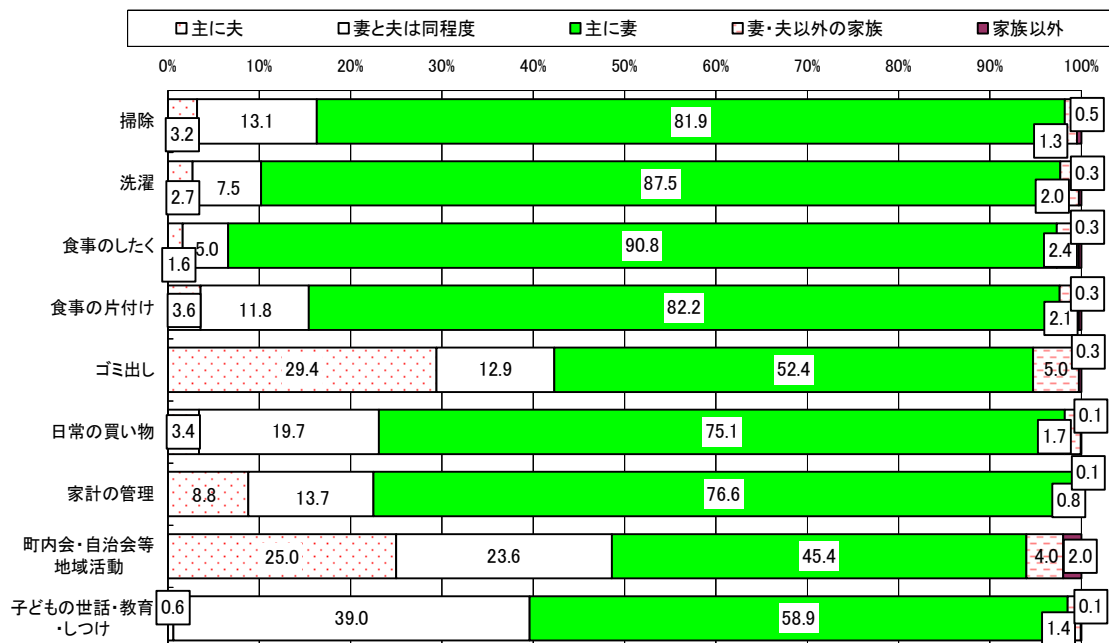
また、女性と男性の状況を客観的に把握できるよう、ジェンダー統計など統計情報の充実に努めます。

◆男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの



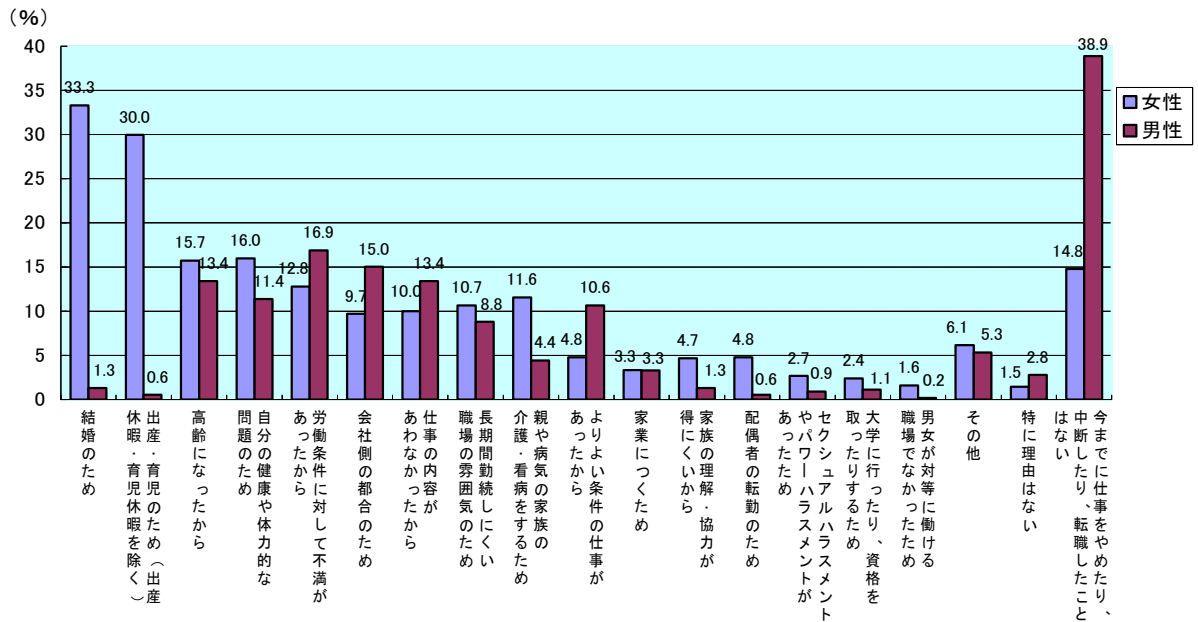
(H22年市民意識・実態調査)

◆家庭生活について



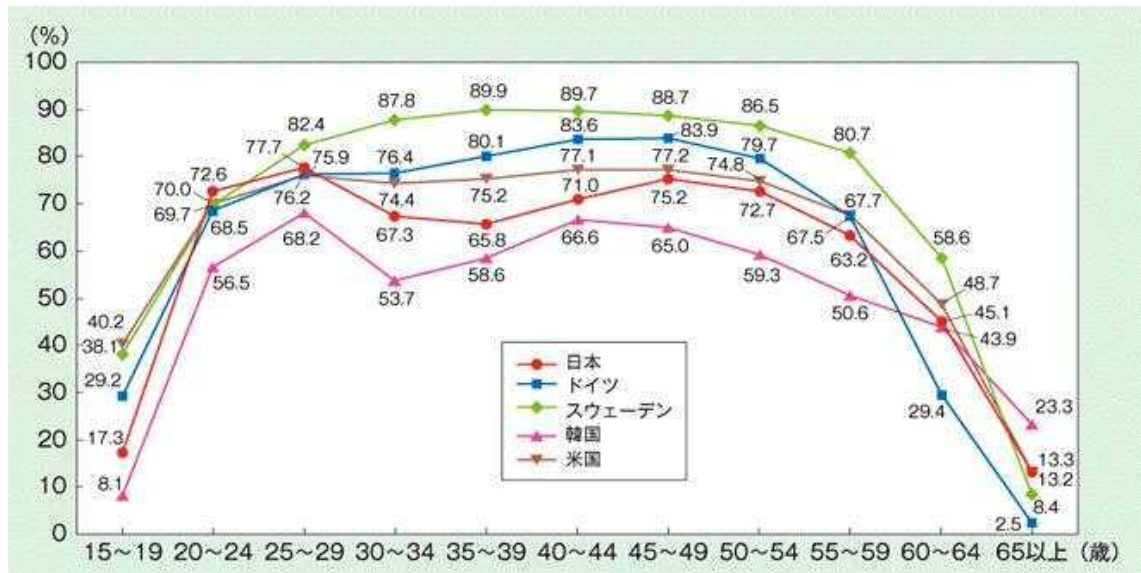
(H22年市民意識・実態調査)

◆仕事をやめたり、中断したり、転職した理由



岡山県「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(平成21年)

◆女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



- (備考) 1. 「労働力率」・・・15歳以上人口に占める労働人口(就業者+完全失業者)の割合。
 2. 米国の「15~19歳」は、16~19歳。
 3. 日本は総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成21年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4. 日本は平成21年(2009年)、韓国は平成19年(2007年)、その他の国は平成20年(2008年)時点の数値。

内閣府「男女共同参画白書」(平成22年版)

我が国の女性の労働力率の現状を年齢階級別にみると、30歳代を底としたいわゆるM字カーブを描いている。M字カーブが見られることには、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられる。

◆施策の方向性と具体的施策◆

- (1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ①地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発
 - ②苦情や相談を通じた市政の見直し
- (2)労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保
 - ①男女共同参画を積極的に推進する事業者への顕彰等の充実
 - ②男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知
 - ③農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発
- (3)女性の参画の少ない分野における対策の推進
 - ①まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大
 - ②ロールモデル（手本となる人材）情報の提供
 - ③子どもの頃からの理数分野への興味の拡大
- (4)男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進
 - ①男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用
 - ②多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
 - ③市民意識・実態調査の定期的な実施
 - ④男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数	5,182人	毎年 6,000人以上

成果指標	定 義
性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合
男性の家事、子育て分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合
事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合

【重点目標3】 固定的な性別役割分担の解消

◇施策の方向性 (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	さんかく岡山や公民館等での講座に加え、各種地域団体・事業者と連携するなどし、固定的な性別役割分担の解消について市民の理解を深めていきます。	固定的な性別役割分担を見直すための講座の開催	男女共同参画課・公民館
		事業者への男女共同参画出前講座の実施	男女共同参画課
		男女共同参画情報誌の配布	男女共同参画課
苦情や相談を通じた市政の見直し	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民から苦情の申し出があったときは、男女共同参画専門委員会に諮って、制度や運営の改善に努めます。 男女共同参画相談支援センターや福祉事務所の相談事例の中に潜在している市民ニーズを、男女共同参画専門委員会への諮問・答申を経て把握し、市の制度や運営の改善に反映させるよう努めます。	男女共同参画専門委員会への諮問・答申と市の制度や運営の改善	男女共同参画課・関係各課

◇施策の方向性 (2) 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
男女共同参画を積極的に推進する事業者への顕彰等の充実	雇用の分野における男女共同参画を推進するための活動を積極的に行い、その功績が特に顕著であると認められた事業者の広報の充実を図ります。	男女共同参画を積極的に推進する事業者の広報の充実	男女共同参画課
男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知	男女雇用機会均等法などの法令について広く情報提供を行うとともに、事業者への出前講座においてその内容を紹介するなど、法令の趣旨の周知を図ります。	公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催 事業者への出前講座の実施	人権推進課 男女共同参画課
農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を改め、女性の役割を適正に評価するための啓発を関係機関・団体と連携し積極的に行います。	「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 研修会への講師派遣	農林水産課 男女共同参画課

◇施策の方向性 (3) 女性の参画の少ない分野における対策の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	まちづくり・防災分野などでの固定的な性別役割分担意識を見直し、災害現場や避難場所において女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進めます。また、女性消防団員の増加を図るなど、女性の参画を進めます。	地域防災力における女性の参画の拡大 男女双方の視点に立った地域防犯の推進 女性消防団員増加の推進	防災管理課 安全・安心ネットワーク推進室 消防企画総務課
ロールモデル(手本となる人材)情報の提供	ロールモデル(手本となる人材)の活躍事例の情報提供を行い、女性の参画を進めます。	活躍する女性に関する講演会の開催	男女共同参画課
子どもの頃からの理数分野への興味の拡大	女性が将来の進路選択において理工系分野への選択がしやすくなるよう公民館講座等を通じて理数分野に関する興味の拡大に努めます。	理数分野に興味の持てる講座の開催	男女共同参画課・公民館

◇施策の方向性 (4) 男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用	市職員に広報ガイドラインを周知し、男女共同参画の視点に立った広報や刊行物の作成に努めます。	広報ガイドラインの周知・活用	男女共同参画課・人権推進課・広報課
多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	広報紙などの紙媒体や、ラジオ、テレビ、インターネットなど音声・映像媒体の活用、男女共同参画に関するCMの作成・放映等により、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。	市広報紙での男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画課・広報課
		男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画課
		男女共同参画に関する市政テレビ・ラジオ番組の放送	男女共同参画課・広報課
		男女共同参画に関するCMの作成	男女共同参画課
		男女共同参画に関するホームページの充実	男女共同参画課
市民意識・実態調査の定期的な実施	定期的に市民意識・実態調査を行い、男女共同参画社会の形成状況と市民ニーズの把握に努め、基本計画や施策の策定の基礎資料とします。	男女共同参画に関する市民意識・実態調査の実施	男女共同参画課
男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供	男女共同参画社会の形成状況を把握できる統計情報の収集、整備を行い、的確に市民へ提供します。	男女共同参画に関する行政評価の実施・公表	男女共同参画課

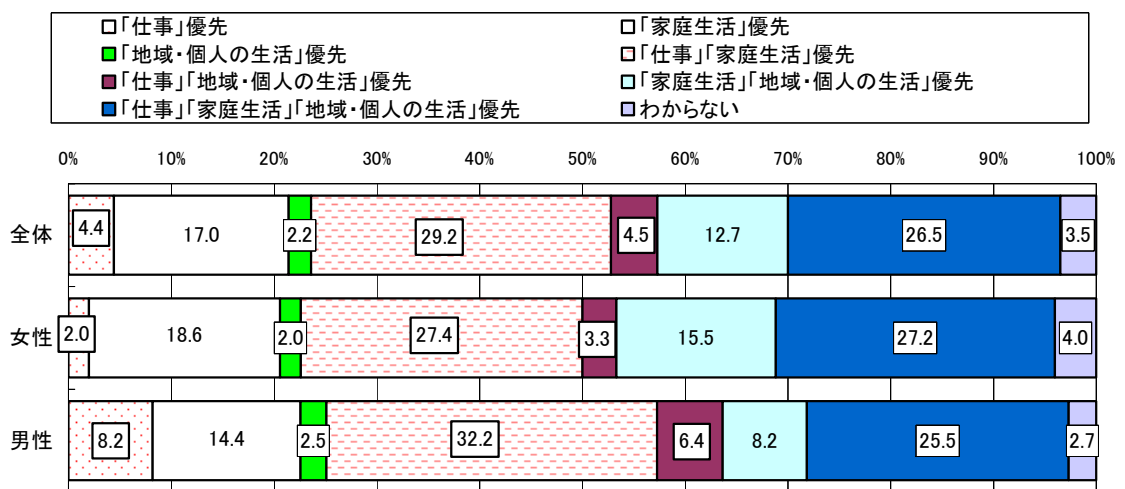
重点目標 4

仕事と生活の調和の推進

市民意識・実態調査で、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度を尋ねると、男女とも「仕事」と「家庭生活」をともに優先することを理想としているものの、現実には、男性は「仕事」を優先し、女性は「家庭生活」を優先している人が多いという結果でした。

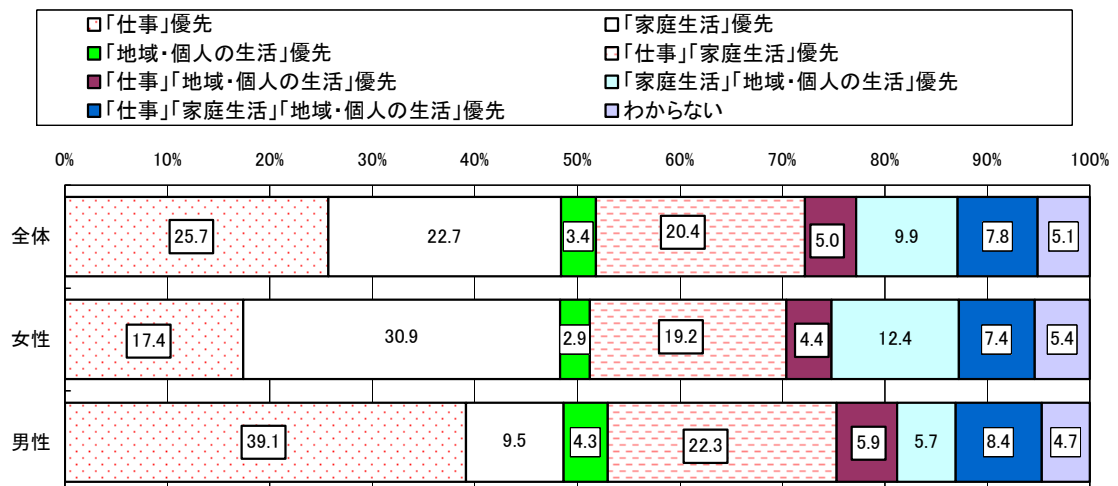
「仕事」と「家庭生活」の両立を理想としながらも、現実にはその両立が難しい状況の中で、男性も家事・育児・介護への参加ができるよう、働き方の見直しや休暇制度の充実など職場環境の整備を進めるとともに、仕事と子育て・介護・地域活動が両立できるよう、支援を進めます。

◆仕事と生活の調和について～理想～



(H22年市民意識・実態調査)

◆仕事と生活の調和について～現実～



(H22年市民意識・実態調査)

◆施策の方向性と具体的施策◆

- (1)仕事と子育てを両立するための支援策の充実
 - ①保育サービスの充実
 - ②放課後児童対策の充実
 - ③地域の子育て支援体制の充実
 - ④子育てに関する相談支援体制の充実
 - ⑤ひとり親家庭に対する相談窓口の充実
 - ⑥育児休業等の制度の定着促進
- (2)仕事と介護を両立するための支援策の充実
 - ①介護に関する相談体制の充実
 - ②介護休業等の制度の定着促進
 - ③地域の介護支援体制の充実
- (3)男性にとっての男女共同参画の推進
 - ①男性の家事や子育てへの参加の支援・促進
 - ②男性の介護への参加の支援
 - ③男性のための相談体制の整備
- (4)地域活動への参画の促進
 - ①地域活動に参加しやすくするための支援

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
保育園の待機児童解消期間	12か月	12か月

成果指標	定 義
父親の育児への積極的参加率	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合
男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合
仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合
育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気職場にあると思う人の割合

【重点目標4】 仕事と生活の調和の推進

◇施策の方向性 (1) 仕事と子育てを両立するための支援策の充実

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
保育サービスの充実	保育所の定員増と特別保育（延長保育・一時保育・休日保育・病児・病後児保育）の一層の充実を図ります。	保育所の施設整備による定員増	保育課
		保育所の定員増・定員の弾力化による受入児童数の拡大	保育課
		特別保育事業の拡大	保育課
放課後児童対策の充実	放課後児童クラブの児童数増加への対応、施設改善など一層の質の向上を図ります。	放課後児童クラブの充実	こども福祉課
地域の子育て支援体制の充実	保育所の地域子育て支援センター・児童館の運営、市立幼稚園の施設開放など地域の子育てを支援します。	地域子育て支援センターの充実	こども福祉課・保育課
		利用者のニーズに即した児童館の運営	こども福祉課
		子育て広場の充実	こども福祉課
		市立幼稚園「のびのび親子広場」事業の充実	指導課
		ファミリーサポート事業の充実	こども福祉課
子育てに関する相談支援体制の充実	子育ての孤立化や不安を解消するため、パパママスクールの実施、地域こども相談センターの運営など支援の充実を図ります。	パパ・ママスクールの実施	健康づくり課
		地域こども相談センターの運営	こども福祉課・各福祉事務所
ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	地域こども相談センター等の相談窓口の周知を図り、ひとり親家庭に対して必要な情報の提供を行うなどの支援の充実を努めます。	ひとり親家庭に対する支援内容の周知及び情報提供	こども福祉課
		ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	こども福祉課
育児休業等の制度の定着促進	事業者に対し働き方の見直しや育児休業制度の周知を図り、出産・育児等を支援する職場環境づくりに向けた啓発を進めます。	仕事と子育ての両立に関する講座の開催	男女共同参画課
		男性市職員の育児休業取得の促進	人事課・給与課

◇施策の方向性 (2) 仕事と介護を両立するための支援策の充実

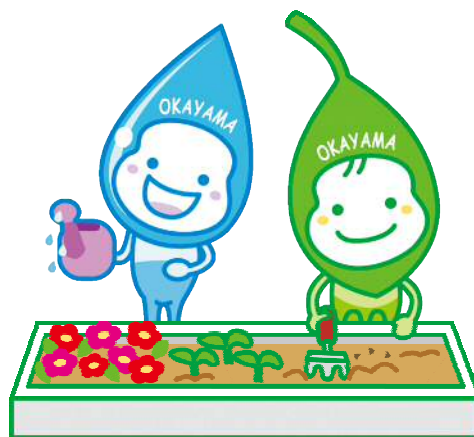
具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
介護に関する相談体制の充実	介護負担の軽減を図るため、介護保険事業の情報提供や地域包括支援センターの周知に努め、介護に関する相談体制の充実を進めます。	地域包括支援センターの人員体制の充実及び機能強化	高齢者福祉課・介護保険課
介護休業等の制度の定着促進	事業者に対し介護休業制度の周知を図り、介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発を進めます。	仕事と介護の両立に関する講座の開催	男女共同参画課
地域の介護支援体制の充実	要介護高齢者に対する介護の知識や技術の取得、外部サービスの適切な利用方法の習得を内容とした教室を開催します。	家族介護教室の開催	高齢者福祉課

◇施策の方向性 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
男性の家事や子育てへの参加の支援・促進	家庭において男性が家事・子育てに参加することを促進するため、各種講座・教室等を開催します。	男女が協力して子育てに関わる学習機会の提供	公民館・男女共同参画課
		市職員の子育て休暇取得等の促進	人事課・給与課
男性の介護への参加の支援	家庭において男性が介護に参加することを促進するため、各種講座・教室等を開催します。	介護に関する講座の開催	公民館・男女共同参画課
		市職員の介護休暇取得の促進	人事課・給与課
男性のための相談体制の整備	長時間労働による心身の不調や精神的に孤立しがちな男性が相談しやすい窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談体制の整備を進めます。	こころの健康相談に関する相談体制の充実	健康づくり課・こころの健康センター
		相談窓口の周知	男女共同参画課

◇施策の方向性 (4) 地域活動への参画の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
地域活動に参加しやすくするための支援	性別にかかわらずボランティア活動等地域活動への積極的な参加を促すための学習機会の充実を図ります。	ボランティア育成講座の開催	公民館
		学校支援ボランティア事業の充実	生涯学習課
		子ども会等の団体への支援	生涯学習課



重点目標 5

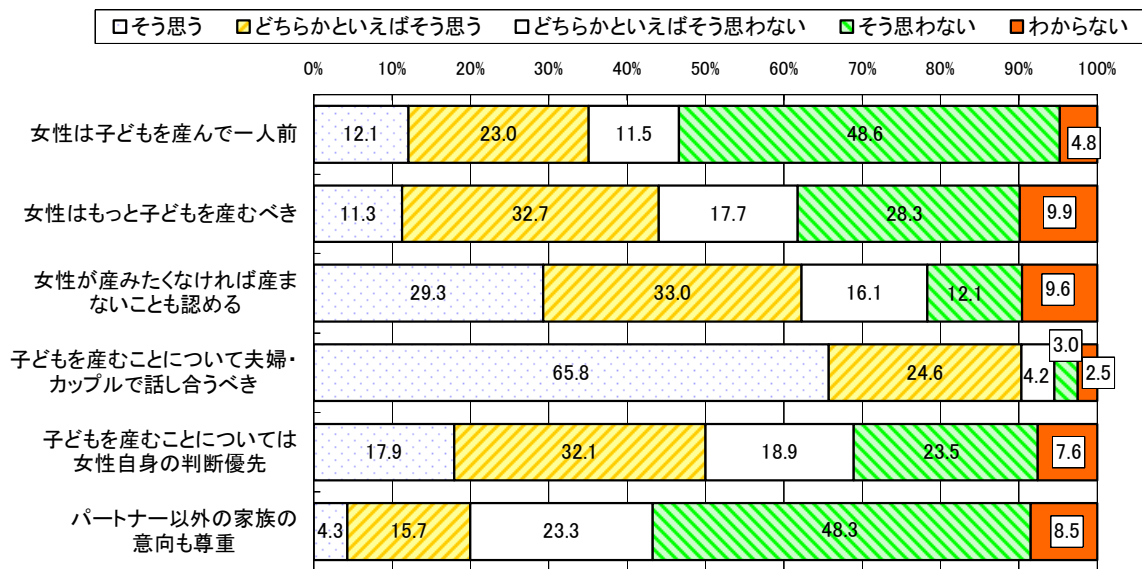
性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

生涯にわたる健康のためには、男女がともにお互いの身体の特徴を理解し合うことが大切です。特に、女性は妊娠・出産の可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に対する配慮が求められます。

また、性同一性障害など多様な性のあり方についても、理解を進めることが必要です。

誰もが自らの身体や健康について正しい情報を入手し、知識を身につけ、自分で判断できるように、情報や学習機会の提供など必要な支援を進めるとともに、健康をおびやかす問題についての対策を推進します。

◆女性が子どもを産むことに関して



(H22年市民意識・実態調査)

◆施策の方向性と具体的施策◆

(1)性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*に関する理解の促進

- ①女性の健康問題についての啓発の推進
- ②学校における性教育の充実
- ③性に関する学習機会の充実

(2)生涯を通じた健康づくりに対する支援

- ①相談体制の充実
- ②健康づくりのための知識の普及啓発
- ③食育の推進
- ④健康診査受診の推進
- ⑤「こころの健康づくり」の推進

(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ①HIV/エイズ*や性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発
- ②薬物乱用防止教育の充実

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の実施する性に関する出前講座の受講者数	18,225人	毎年 17,500人 以上
乳がん検診受診率	17.5%	50%

成果指標	定 義
中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ 中学生の割合
健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合

*性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

自分たちの子どもの数や出産する時期などについて自己決定を行い、生涯を通じて健康を享受する権利をいう。男女がともに持つ権利であるが、とりわけ女性の重要な人権とされている。

*HIV/エイズ

エイズとは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して起こる病気で、感染すると身体を病気から守る免疫系が破壊され、身体の抵抗力が低下し、さまざまな感染症を起こしやすくなる。

【重点目標5】 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

◇施策の方向性 (1) 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する理解の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
女性の健康問題についての啓発の推進	子どもを産む性としての女性の身体の特性を踏まえ、生涯にわたる女性の健康問題について広く市民に啓発を行います。	生涯にわたる女性の健康についての講座の開催	男女共同参画課・公民館
学校における性教育の充実	性と生殖に関して健康であることの重要性を理解し、自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりを持てるよう、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。	「いのちを育む授業」プログラムの実施 教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施 児童・生徒を対象とした性に関する相談の実施	保健体育課・健康づくり課 保健体育課・保健課 保健体育課
性に関する学習機会の充実	エイズや性感染症についての正しい知識を普及し、性について見つめ直すことのできる機会を充実します。 また、性の多様性について理解を深められるよう、取組を進めます。	エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施 性について考える講座の開催	保健課・保健体育課 男女共同参画課・公民館

◇施策の方向性 (2) 生涯を通じた健康づくりに対する支援

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
相談体制の充実	思春期に特有の健康問題に関する相談に応じ、健康の保持増進と性意識の健全育成を図ります。健康問題について、女性が気軽に相談できるような体制の整備や雰囲気づくりに努めます。	思春期電話相談の実施 女性が受診しやすい環境づくりの調査・研究	健康づくり課 男女共同参画課
健康づくりのための知識の普及啓発	男女がともに生涯を通じて健康に過ごすために、男女に共通した健康問題や男女それぞれに特有の健康問題について理解を促進するとともに、運動する習慣が身に付くよう普及啓発を図ります。	健康づくり講座・運動普及講座の開催 健康市民おかやま21の推進	健康づくり課 健康づくり課
食育の推進	男女を問わず望ましい食習慣や知識が習得できるよう広報や講座を展開し、啓発を進めます。	食育に関する講座の開催 教育の場における食育の推進 食育実践のための情報提供	男女共同参画課・公民館・健康づくり課 保健体育課 健康づくり課・保健管理課
健康診査受診の推進	予防接種や各種の健康診査が受診しやすくなるよう、情報提供や啓発に努めます。 また、乳がん等について対象者へ無料クーポン券を発行し、受診率向上を図ります。	各種健康診査の情報提供 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施 がん検診の無料クーポン券発行	健康づくり課 保健課 健康づくり課
「こころの健康づくり」の推進	心の悩みを気軽に相談できる体制を整備するとともに、「こころの健康づくり」について情報提供を行います。	ストレス・うつ病についての知識の普及啓発 こころの健康に関する相談体制の充実	健康づくり課 健康づくり課・こころの健康センター

◇施策の方向性 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発	学校教育・社会教育・出前講座を通じて、エイズや性感染症について正しい理解を促し、予防する知識の普及を図ります。	エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施 「世界エイズデーin岡山」の開催 エイズ・性感染症ホットラインの実施 HIV性感染症検査	保健課・保健体育課 保健課 保健課 保健課
薬物乱用防止教育の充実	教職員を対象とした薬物乱用防止研修会の情報提供や市民への薬物乱用防止啓発事業の実施等により、薬物乱用防止についての理解を深め、教育の充実を図ります。	薬物乱用防止研修の情報提供 覚醒剤等薬物乱用の防止啓発	保健体育課 保健管理課

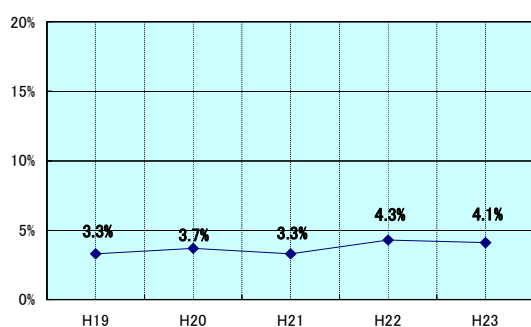
重点目標 6

政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進

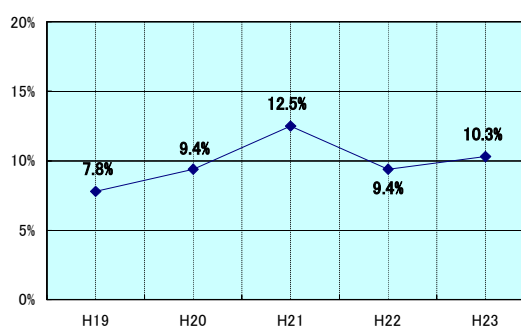
岡山市が「一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」（男女共同参画社会）として発展していくためには、人口の半数以上を占める女性が、政策・方針決定の場に参画する機会を確保され、意見を反映させることが必要です。しかし、各種機関・団体の会長・役員や職場の管理職などの女性の登用は、まだ十分とはいえません。

今後も、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、行政分野での女性の参画を促進するとともに、農林水産分野、商工業等の自営業をはじめ、各種機関・団体に対して女性の参画を働きかけ、その取組を支援します。

◆単位町内会長に占める女性の割合



◆PTA会長に占める女性の割合



◆施策の方向性と具体的施策◆

(1) 行政分野における女性の参画の促進

- ①市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成
- ②女性の市職員の管理職への任用

(2) 企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進

- ①企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ
- ②女性の再就職支援の充実
- ③女性の創業支援の充実
- ④方針決定過程への女性の参画の促進

(3) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ①農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成
- ②女性の能力開発と適正な評価
- ③農業委員等への女性の登用の促進

(4) 女性の人材養成と情報の提供

- ①女性リーダーの養成と情報提供の充実

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の審議会の女性委員の割合	39.9%	40%
市の女性管理職の割合	5.8%	8%

成果指標	定 義
単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合
P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合



【重点目標6】 政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進

◇施策の方向性 (1) 行政分野における女性の参画の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	市の附属機関として設置されている審議会等について、男女いずれの委員の数もその総数の40%以上となるよう選任し、男女の意見を審議や調査に反映させます。 また、附属機関以外の協議会等については、女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。	審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 さんかく条例に基づき、審議会等における積極的改善措置の実施	行政改革推進室 男女共同参画課・関係各課
女性の市職員の管理職への任用	積極的に女性の職域を拡大し、性別にかかわらず職員一人ひとりの成績に応じた管理職への任用を図り、女性の管理職登用にに向けた社会的気運を高めていきます。	女性職員の職域や分担する職務の拡大 能力・実績主義に基づいた女性職員の管理職への登用	人事課 人事課

◇施策の方向性 (2) 企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ	女性の能力発揮に積極的に取り組む事業者を表彰し、広く紹介するとともに、企業向けの講演会等を実施し、人材の有効活用が経営の効率化に資することの理解を深めます。	雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰 企業向け講演会の実施	男女共同参画課 男女共同参画課
女性の再就職支援の充実	再就職に向けた情報提供やセミナーの充実を図ります。	女性の再就職支援セミナーの開催	男女共同参画課
女性の創業支援の充実	意欲のある起業家を育成し、地域経済の活性化を図ります。	起業家塾の開催	産業課
方針決定過程への女性の参画の促進	方針決定過程への女性の参画に関し、企業・教育機関・PTA・町内会等様々な分野における現状を調査し、情報提供に努めます。	政策・方針決定過程への女性の参画状況に関する定期的な調査の実施	男女共同参画課

◇施策の方向性 (3) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成	農林水産業において女性の果たしている役割の重要性を考慮して、関係機関との連携のもと、女性の参画目標を策定し、達成に向けた積極的な取組を推進します。	農山漁村における女性の参画目標の策定	農林水産課・農業委員会
女性の能力開発と適正な評価	意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を身につけるための研修等を支援します。 家族経営協定締結に向けた啓発・支援を行います。	岡山市農林水産女性部協議会への支援 岡山市女性農業士連絡協議会への支援 家族経営協定締結の啓発・支援	農林水産課 農林水産課 農林水産課
農業委員等への女性の登用の促進	農業委員等への女性の登用を進めると共に、関係機関と連携して、農業施策に女性の意思が反映されるよう努めます。	女性農業士・女性認定農業者の育成 農業委員会活動への女性農業委員の参画	農林水産課 農業委員会

*家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

◇施策の方向性 (4) 女性の人材養成と情報の提供

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
女性リーダーの養成と情報提供の充実	「さんかくカレッジ」の充実等を通じて女性のリーダーを養成するとともに、女性の人材に関する情報の収集やデータベースの整備・その提供に努めます。	「さんかくカレッジ」の開催 男女共同参画講師紹介事業の実施 生涯学習支援システムの充実	男女共同参画課 男女共同参画課 生涯学習課

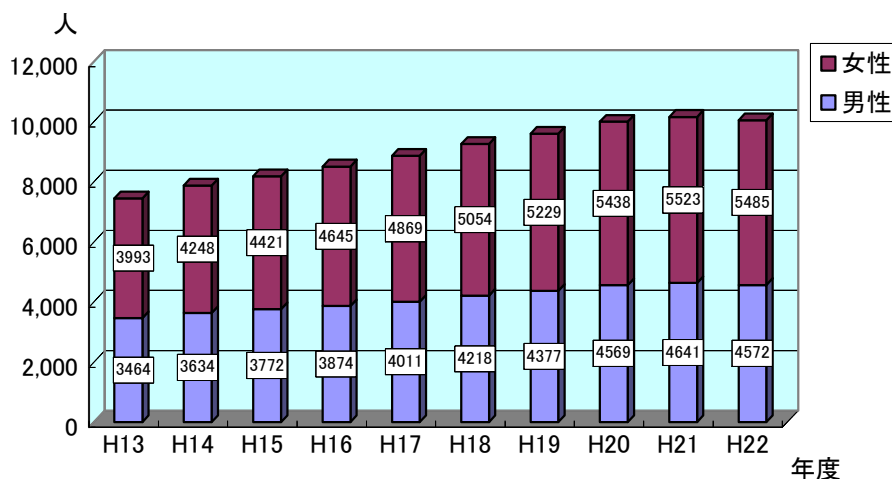
重点目標 7

国際的な取組についての理解及び協調、連携

男女共同参画社会の形成は、国際社会における様々な取組と密接な関係があり、我が国の男女共同参画推進の取組については、世界の動きと連動しながら進められています。そのため、世界の動きに目を向け、国際的な取組を理解することは、地域社会での男女共同参画を推進するうえで必要なことです。

岡山市において、外国人市民の数は増加傾向にあり、言葉や文化の違いから生活上の困難を抱えている人も少なくありません。外国人市民との交流を図り、お互いの文化を理解し合い、ともに地域社会を築くことができるよう外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりを進めます。

◆外国人市民人口の推移



◆施策の方向性と具体的施策◆

(1) 男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進

- ① 世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発
- ② 持続可能な開発のための教育（ESD）*の推進

(2) 岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進

- ① 外国人のための相談、情報提供の充実
- ② 国際理解・交流活動の推進
- ③ 外国人の意見が反映される市政運営

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数	234人	毎年 300人以上

成果指標	定 義
「ジェンダー*」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合
相談できる日本人がいる外国人の割合	となり近所や地域の日本人の中に相談できる人がいる外国人の割合

*持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

あらゆる人々が自然環境などと共生できる持続可能な社会を達成するための教育。環境教育だけでなく、人権・平和・貧困撲滅、男女間の公平、異文化理解など広い概念を含む。

*ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

【重点目標7】 国際的な取組についての理解及び協調、連携

◇施策の方向性 (1) 男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発	国際社会における男女共同参画の取組や世界の女性を取り巻く環境について情報提供を行うとともに、国際規範・基準の浸透を図ります。	国際社会における男女共同参画の現状・取組を紹介する研修・講座の開催	男女共同参画課
		国際交流ふれあい講演会の開催	国際課
持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	国際的な取組である「持続可能な開発のための教育」を推進するとともに、本市における取組について情報提供を行います。	「持続可能な開発のための教育」の推進	環境保全課・関係各課
		「持続可能な開発のための教育」における取組についての情報提供	男女共同参画課

◇施策の方向性 (2) 岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
外国人のための相談、情報提供の充実	外国人からの男女共同参画に関する相談などさまざまな相談に応じられるよう、相談窓口の充実と周知を図るとともに、外国人向けのパンフレットを作成するなど、外国人市民への情報提供に努めます。	外国人相談者への対応	国際課・男女共同参画課・関係各課
		友好交流サロンを中心とした外国人への情報提供	国際課
		外国語パンフレットの作成	関係各課
国際理解・交流活動の推進	市民団体等と連携し、外国人との交流の場を提供するなど異文化に触れる機会や外国人が主体的に参加し、交流できる場を設け、国際理解を深めます。	外国人との交流の場の提供	男女共同参画課・国際課
外国人の意見が反映される市政運営	外国人市民会議等における外国人の意見を市政に生かします。	岡山市外国人市民会議の開催	国際課

重点目標 8

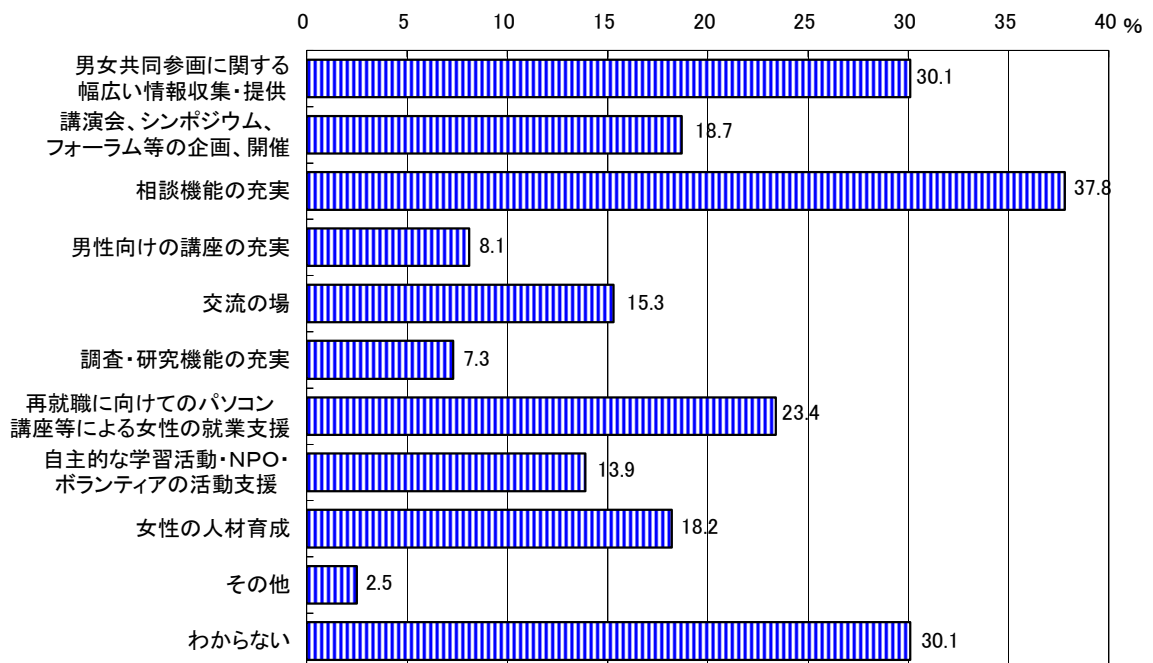
市と市民等とのパートナーシップによる協働

男女共同参画社会を形成するにあたっては、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、自らが主体的に行動していくことが必要です。また、市、市民、事業者がそれぞれの責任を自覚し、その役割を果たすとともに相互に協働することも重要です。

岡山市では、「さんかく岡山」を男女共同参画推進の拠点施設として位置づけ、市民や事業者に向けて、意識啓発や情報提供など様々な取組を行ってきましたが、より積極的な取組を進めていく必要があります。

「さんかく岡山」の機能の充実を図り、市民が利用しやすい施設にするとともに、市と市民が協働して男女共同参画施策の一層の推進を図ります。

◆「さんかく岡山」の役割として期待すること



(H22年市民意識・実態調査)

◆施策の方向性と具体的施策◆

(1) 市民参画による施策の一層の推進

- ① 審議会や実行委員会への市民の参画の推進
- ② 男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）への参画の促進
- ③ 多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進

(2) 男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実

- ① 市民協働の活動拠点としての場と情報の提供

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
「さんかくウイーク」への参加者数	2,455人	毎年 3,000人以上
「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	24.7%	50%

成果指標	定 義
「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合
「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合



【重点目標8】 市と市民等とのパートナーシップによる協働

◇施策の方向性 (1) 市民参画による施策の一層の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
審議会や実行委員会への市民の参画の推進	男女共同参画専門委員会については、公募による委員の枠を継続して設け、政策・方針決定過程へ市民の意見を反映させます。 また、男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）の実行委員を公募するにあたり、市民の積極的な参画を呼びかけます。	男女共同参画専門委員会における公募委員の募集 「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」実行委員の募集	男女共同参画課 ----- 男女共同参画課
男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）への参画の促進	毎年6月に「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」を設け、「さんかく岡山」を中心に全市的な取組を市民と協働して展開します。	「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」の実施 「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」での公民館行事の開催	男女共同参画課 ----- 公民館
多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	経済団体、マスメディア、NPO等との連携を図り、広がりを持った広報・啓発活動を進めます。	各種市民団体と連携した広報・啓発活動	男女共同参画課

◇施策の方向性 (2) 男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	「さんかく岡山」登録団体等と協働して男女共同参画に関する啓発事業を実施するとともに、男女共同参画に関する調査・研究も協働で行い、普及活動を進めます。	市民協働事業の実施 ----- 「さんかく岡山」が核となった男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画課 ----- 男女共同参画課

【 参 考 資 料 】

- 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 男女平等・男女共同参画に向けての国内外の動き（年表）

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日

市条例第34号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条—第20条)

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条—第27条)

第4章 推進体制(第28条—第34条)

第5章 補則(第35条)

附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。

7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)への身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第29条に規定する岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないう必要措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期の中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。

(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者からの暴力」という。)を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条各号に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなき。

(2) 法に基づく一時保護が行われないうとき、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われないうときその他の緊急一時保護を行うことが適当でないとき認められるとき。

4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1号に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

3 前2項の規定は、法第18条第1項の保護命令の再度の申立てを行った場合について準用する。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。

3 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。

3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(岡山市男女共同参画専門委員会の設置)

第29条 本市の男女共同参画社会の形成の促進について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第30条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 第19条に規定する審議会等の委員の選任に関すること。

(3) 第20条に規定する苦情の処理に関すること。

(4) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第31条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第32条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

(1) 学識経験者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第33条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第34条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

第5章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続き任期の中途においては適用しない。
- 3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

附 則(平成23年市条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の

男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。
(管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、

同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十六年六月二日法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

◆◆◆ 男女平等・男女共同参画に向けての国内外の動き(年表) ◆◆◆

年代	世界	国	岡山市	
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」開催(於メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催 * 「女子教職員・看護婦・保母などの育児休業に関する法律」公布(昭和51年度施行) 		
国連婦人の十年	昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連国際婦人の十年開始(1985年まで) 	<ul style="list-style-type: none"> * 「民法」改正・施行(離婚時の婚氏続称制度等) 	
	昭和52年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府婦人問題推進本部「国内行動計画」策定、 ・「国立婦人教育会館」開館 	
	昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課へ「国内行動計画」等を通知し積極的取組を要請
	昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年中間年世界会議(第2回世界女性会議)」開催(於コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 * 「民法」及び「家事審判法」の改正(配偶者の法定相続 1/3 から1/2 に引上げ等)(昭和56年施行) 	
	昭和56年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 ・「ILO第156条約(男女労働者、特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)及び勧告(165号)」を採択 		
	昭和57年 (1982)			<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題総合窓口を民生局民生部婦人児童課に位置付ける
	昭和59年 (1984)		<ul style="list-style-type: none"> * 「国籍法」及び「戸籍法」の改正(父系血統主義から父母両系血統主義等)(昭和60年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市婦人問題連絡会議」設置
	昭和60年 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年最終年世界会議(第3回世界女性会議)」開催(於ナイロビ) ・西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(目標：平等・開発・平和) 	<ul style="list-style-type: none"> * 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年度施行) * 「国民年金法」改正(サラリーマンの妻にも年金権確立等)(昭和61年度施行) ・「女子差別撤廃条約」批准 	
昭和61年 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市婦人問題連絡会議」に「啓発推進部会」設置 ・各種審議会等における女性委員の登用率目標値設定：平成3年度末20%(平成12年には30%) 	
昭和62年 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 * 労働基準法改正(週40時間制及び変形労働時間制拡大)(昭和63年度施行) 		
昭和63年 (1988)			<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市婦人問題対策推進会議」設置(「岡山市婦人問題連絡会議」の強化、再編成) ・婦人児童課に婦人係新設 ・「婦人問題に関する市民意識・実態調査」実施 ・「岡山市婦人問題対策協議会」設置 	
平成元年 (1989)			<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市婦人問題対策協議会」から「西暦2000年へ向け男女共同社会をめざす行動計画策定への提言」を受け 	
平成2年 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(ナイロビ将来戦略の実施ペースを早めることを目的) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年へ向け男女共同社会をめざす岡山市行動計画」策定 ・男女共同社会をめざすシンボルマーク決定 ・「婦人児童課婦人係」を「女性児童課女性係」に名称変更 	

◆◆◆ 男女平等・男女共同参画に向けての国内外の動き(年表) ◆◆◆

年代	世界	国	岡山市
平成3年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(テーマ:男女共同参画型社会の形成を目指す) *「育児休業法」公布(平成4年度施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「おかやま女性フェスティバル」開催(平成8年まで5回にわたり開催) おかやま女性情報誌「女性のひろば」創刊号発行
平成4年 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回アジア女性会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房長官が婦人問題担当大臣に任命される 	
平成5年 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> 「世界人権会議」開催(於ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」採択 女性に対する暴力撤廃宣言採択 	<ul style="list-style-type: none"> *「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布・施行 中学校の技術・家庭科を男女必修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山市男女共同社会推進センター(仮称)設置検討委員会発足 第1期「岡山市女性大学」開講(平成10年まで4期にわたり開講) 「第4回女性問題全国都市会議」開催(於岡山市)
平成6年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際人口・開発会議」開催(於カイロ) 国際家族年 アメリカ・韓国で「女性に対する暴力防止法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校での家庭科の男女必修完全実施 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置(「男女共同参画社会」の用語に変更) 婚姻制度等に関する民法改正要綱試案の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性人材データベース」の作成 女性児童課を「総務局生活文化部女性政策課」と「保健福祉局福祉部家庭児童課」に分離設立 「女性問題に関する市民意識・実態調査」実施 「岡山市男女共同社会推進センター(仮称)設置について」の提言
平成7年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 「第4回世界女性会議」開催(於北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> *「育児休業法」を一部改正(介護休業制度の法制化)し、「育児・介護休業法」公布(一部平成11年度施行) 「ILO第156条約」の批准 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性のための特別相談」開始 行動計画の内容の見直しを図るとともに「西暦2000年に向けて男女共同参画社会をめざす岡山市行動計画」と名称変更 仕事と育児両立支援特別援助事業(ファミリー・サポート・センター)開始
平成8年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000)度までの国内行動計画—」策定 *優生保護法を一部改正し、母体保護法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> おかやま女性情報誌「女性のひろば」を男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「デュオ」に名称変更
平成9年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項」諮問 *「介護保険法」公布(平成12年度施行) *「男女雇用機会均等法」改正(募集・採用、配置・昇進についての差別の禁止等)(平成11年度施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本女性会議'97おかやま」開催(於岡山市)
平成10年 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山市女性情報プラザ(愛称かがやきプラザ)」開設 「岡山市女性問題対策協議会」を「岡山市男女共同参画推進協議会」に「岡山市女性問題対策推進会議」を「岡山市男女共同参画推進本部」に名称変更 「岡山市女性議会」開催
平成11年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> *「男女共同参画社会基本法」公布・施行 *「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山市男女共同参画社会推進センター(仮称)開設準備会」設置
平成12年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議(第5回世界女性会議)」開催(於ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度実施 「男女共同参画基本計画」策定 *「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山市男女共同参画社会推進センター」“さんかく岡山”開設 課名を「女性政策課」より「男女共同参画課」に変更 「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 平成12年度「岡山市男女共同参画大学」(さんかくカレッジ)開講(以下毎年度開講)

◆◆◆ 男女平等・男女共同参画に向けての国内外の動き(年表) ◆◆◆

年代	世界	国	岡山市
平成13年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「男女共同参画局」設置、「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改正 * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布(4月)・施行(10月)(一部平成14年度施行) * 「育児・介護休業法」改正(一部平成14年度施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「さんかくフェスタ」開催(平成14年まで2回開催) * 「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」(さんかく条例)公布(6月)、施行(10月)(一部平成14年度施行)
平成14年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(さんかくプラン)策定 ・「岡山市男女共同参画専門委員会」設置 ・「岡山市男女共同参画相談支援センター」設置 ・岡山市男女共同参画推進週間(愛称「さんかくウィーク」)実施(以下毎年実施)
平成15年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 * 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正に向けた市民集会を開催し、参議院共生社会に関する調査会のDV防止法の見直しに関するプロジェクトチーム座長南野知恵子氏に「DV防止法」の見直しに関する要望書を提出
平成16年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定 * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小学校男女平等教育指導の手引」作成 * 「岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例」公布・施行 ・「岡山市男女共同参画相談支援センター」で配偶者暴力支援センター業務開始
平成17年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合開催(於ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「中学校男女平等教育指導の手引」作成 ・岡山市域が国連大学から「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点」(RCE)に認定される ・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施
平成18年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 * 「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲の拡大等)(平成19年度施行) ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 	
平成19年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充等)(平成20年1月施行) * 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正(パートタイム労働者の雇用環境の整備)(平成20年4月施行) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(新さんかくプラン)策定

◆◆◆ 男女平等・男女共同参画に向けての国内外の動き(年表) ◆◆◆

年代	世界	国	岡山市
平成20年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 * 「次世代育成支援対策推進法」の改正(一般事業主行動計画の公表の義務化等) (平成21年4月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第11回全国シェルターシンポジウム2008 in おかやま」開催(後援) ・「DV被害者支援等に関する調査」実施(平成20年12月～平成21年1月)
平成21年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV相談ナビ」開設 ・男女共同参画シンボルマーク決定 * 育児・介護休業法改正(短時間勤務制度導入等) (平成22年6月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・さんかく岡山10周年記念事業実施
平成22年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合開催(於ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(岡山市DV対策基本計画)策定 ・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施
平成23年 (2011)			<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度大都市男女共同参画行政主管者会議開催
平成24年 (2012)			<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(第3次さんかくプラン)策定(3月)

岡山市男女共同参画専門委員会委員名簿

氏名	現職等
生本 覚	岡山商工会議所青年部常任理事
大本 崇	弁護士
大矢野 総子	公募委員
貝原 己代子	NPO法人さんかくナビ理事長
倉橋 澄江	公募委員
小松 泰信	岡山大学大学院環境学研究科教授
◎ 正保 正恵	福山市立大学教授
◎ 中谷 文美	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
○ 中塚 幹也	岡山大学大学院保健学研究科教授
○ 松井 圭三	公募委員

◎委員長 ○副委員長

(50音順)

さんかくプラン策定ワーキンググループ員名簿

氏名	団体名等
青木 美智子	おかやまライフ21・ネットワーク
江見 由香里	社団法人 被害者サポートセンター岡山
大倉 和郎	さんかくカレッジ専門基礎講座修了生
○ 大倉 美恵	We do!
○ 坂根 阿喜子	岡山市女性大学三期会
○ 津下 公男	さんかくカレッジ専門基礎講座修了生
◎ 寺田 和子	岡山さんかく会
寺田 和子	社団法人 被害者サポートセンター岡山
中原 聡子	おかやまライフ21・ネットワーク
万城 公美子	さんかくカレッジ専門基礎講座修了生
守屋 加奈子	さんかくカレッジ専門基礎講座修了生
山下 明美	CAPおかやま、子育て応援隊kara ²
尹 甲辰	We do!

◎代表 ○副代表

(50音順)

第3次さんかくプランは、「さんかく岡山」登録団体員及び「さんかくカレッジ」専門基礎講座修了生で構成する「さんかくプラン策定ワーキンググループ」が原案を作成し、その案を男女共同参画専門委員会で検討する形ですすめました。そして、パブリック・コメントの募集、公聴会での意見聴取、市議会市民文教委員会での審議を経て、男女共同参画専門委員会から答申書が提出されました。その答申書を踏まえて、プランを策定しました。

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

第3次さんかくプラン

平成24年3月発行

岡山市市民局男女共同参画課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
Tel:086-803-1115 Fax:086-803-1845
E-mail:danjo@city.okayama.jp